

～マナーアップ！ 周囲の安全に配慮した運転を心がけよう！～

1. 交通事故が増えています 『・・・だろう運転』 → 『・・・かもしれない運転』を！！

昨年度、本校生の交通事故は27件発生しており、自転車による事故は24件(自動車との接触による被害事故19件、自損事故4件、加害1件)となっています。幸い、重大な事故は起こっていませんが、日頃から交通事故の被害者にも加害者にもならないために、交通ルールを守り、他の交通への配慮・危険を予測した運転を心がけましょう。

『事故が起こる(危険があるかもしれない)と思って運転』 ⇒ 『事故に遭う(事故を起こす)確立は低くなる』
 『事故は起こらない(大丈夫だろう)と思って運転』 ⇒ 『事故に遭う(事故を起こす)確立は高くなる』

2. 自転車の人身事故の特徴

- 事故の7割はルール違反
- 安全不確認、一時不停止が原因

- ・ルール、マナーを守って事故防止
- ・「自転車安全利用5則」の遵守
- ・交差点における安全確認を確実に行う
- ・スピードの出し過ぎに注意

3. 自転車の加害事故が増加しています

最近、自転車対歩行者の交通事故、自転車が加害者になる事故が増えています。被害者への高額な損害賠償責任が問われるようになってきています。交通事故の加害者にならないよう、周囲の安全に十分配慮して運転しましょう。

- 右・左折をする際、交差点進入時は徐行・一時停止を行い、十分な安全確認をして走行しましょう!!
 - 自転車は常に道路の左側を1列で走行し、2列以上での並進走行は絶対に行わない!!
 - スマートフォンを操作しながらの運転、イヤホンをしての運転は法令違反となり、危険運転として取り締まりの対象です。(5万円以下の罰金)
- 【イヤホン付けた自転車運転による死亡事故で有罪判決】
 H27年6月、イヤホンで音楽を聴きながら自転車を運転していた大学生が横断歩道を渡っていた77歳女性と衝突、女性を死亡させた。→重過失致死罪で執行猶予付きの有罪判決が言い渡された。

○交通事故と運転者の責任

- 1 刑事上の責任・・・死亡又は怪我をさせた場合の償い(懲役・禁固又は罰金)
- 2 民事上の責任・・・被害者への賠償(慰謝料、治療費、修理代)
- 3 行政上の責任・・・免許の停止・取り消し
- 4 社会的責任・・・世間の厳しい目、批判(退学、進路への影響、家族への影響、転居・・・)
- 5 自分への責任・・・事故を起こした人は一生後悔します(自分自身の心の傷)

高額な賠償裁判例、親の賠償責任を問われるケースあり。

○自転車対歩行者の事故の高額賠償裁判例

事 故 事 例	損害賠償金
自転車で走行していた男子小学生が夜間、歩行中の52歳女性と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折、意識が戻らない状態	9,521万円
男子小学生が昼間、車道を斜めに横断。対向車線を自転車で直進してきた24歳の男性会社員と衝突、男性会社員に言語機能喪失等の重大な障害が残った	9,266万円
自転車で走行中の男性が信号を無視して、高速で交差点に進入、青信号で横断中の55歳女性と衝突。女性は頭蓋内損傷等で11日後に死亡。	5,438万円
自転車の男子高校生が、赤信号で交差点の横断歩道を走行中、62歳男性が運転するオートバイと衝突。男性は頭蓋内傷害で13日後に死亡。	4,043万円
54歳の看護師の女性が歩行中、16歳の少年が携帯電話を操作しながら無灯火で自転車を運転し追突し、女性に手足のしびれが残る負傷を負わせ、女性は職を失った。	5,000万円

～万一、交通事故を起こしたときは適切な対応を～

- ①被害者の救護 ～まずは『けが人の救護を優先しましょう』必要に応じて救急車を手配する。
- ②安全化措置 ～自動車等を安全な場所に移動(慌てない)、道路に飛び出すと自分も危険!!
- ③警察に通報 ～交通事故の届出をする。後でトラブルになるケースも 親・学校へ連絡。
 栃木警察署 0282-25-0110 栃木工業高校 0282-22-4138 担任